

表 2-6 盛土又は切土の許可申請に必要な書類

	種類	●必須 ○該当時	明記すべき事項	縮尺	備考
19	住民への周知報告書	●	【添付書類】 土地の周辺地域の住民に対する説明会の開催や書面配布、掲示等、これらの行為がなされたことがわかる書類		【参考様式】 住民への周知報告書
20	登記関係一覧表	●	申請に係る土地等(自己所有地含む)の登記関係を整理すること		【参考様式】 登記関係一覧表
21	土地所有者等の同意書	●	当該土地の使用及び収益を目的とする権利を有する者全ての同意を得ること(印鑑証明書添付) ※申請者自身の分は不要		【参考様式】 権利者の施行同意書
22	土地の登記事項証明書	●	作成後3カ月以内のもの		
23	字図	●	土地の境界を赤線で囲むこと。作成後3カ月以内のもの		
24	求積図	●	土地の面積、盛土又は切土をする土地の面積		
25	許可を受けようとする者の証明書類	●	【個人の場合】 ① 住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するもので、氏名及び住所を証する書類(運転免許証の写し等) 【法人の場合】 ① 登記事項証明書 ② 役員の住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するもので、氏名及び住所を証する書類(運転免許証の写し等)		個人番号カードの写しの場合、個人番号を黒塗りする
26	誓約書	●	暴力団等に該当しないことの誓約書		【参考様式】 暴力団等に該当しないことの誓約書
27	資金計画書	●	工事主に当該工事を行うために必要な資力を示す資金計画書		【省令様式第三】 資金計画書
28	工事主の資力及び信用に関する書類	●	①直近の納税証明書 ②残高証明又は融資証明(必要と認める場合) ③事業経歴書(盛土等に関する事業経歴がある場合)		
29	工事施行者の能力に関する書類	●	①登記事項証明書(個人の場合を除く) ②建設業の許可証の写し ③事業経歴書(盛土等に関する事業経歴がある場合)		
30	設計者の資格に関する申告書	○	【高さ5m超の擁壁又は面積1,500㎡超の盛土・切土における排水施設を設置する場合】		【様式第13号】 設計者の資格に関する申告書
31	工程表	●			
32	大臣認定書の写し	○	【大臣認定品を使用する場合】 認定書及び認定時に付された条件等を確認できる書類		
33	その他の図面等	○	【胴込めコンクリートを用いて充填するコンクリートブロック練積み造の擁壁で、昭和40年6月14日付建設省告示第1485号の規定によるものの場合】 同告示及び施行通知別紙3.(8)に適合していることがわかる書類		
34	他法令等の許可等の写し	○	【申請に際して、他法令等の手続きが必要な場合】		
35	委任状	○	【代理者が申請手続きを行う場合】		

表 2-7 土石の堆積の許可申請に必要な書類

	種類	●必須 ○該当時	明記すべき事項	縮尺	備考
1	許可申請書	●	【省令様式第四】 土石の堆積に関する工事の許可申請書に記載		
2	位置図	●	方位、道路及び目標となる地物	1/10,000以上	
3	地形図	●	方位及び土地の境界線	1/2,500以上	【2m】の標高差を示す等高線を示す
4	土地の平面図	●	方位及び土地の境界線並びに勾配が1/10を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置及び当該措置の内容、空地の位置、柵等を設置する位置、雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置及び当該措置の内容並びに堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容	1/2,500以上	・断面図と照合できる記号を付す ・空地、雨水等の地表水による堆積した土石の崩壊を防止するための措置及び堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置は申請書と照合できる番号を付す
5	土地の断面図	●	土石の堆積を行う土地の地盤面	1/500以上	高低差の著しい箇所の断面図とする
6	排水施設の平面図	○	【排水施設を設置する場合】 排水施設の位置、種類、材料、形状、内法寸法、勾配及び水の流れる方向並びに吐口の位置及び放流先の名称	1/500以上	
7	排水施設構造図	○	【排水施設を設置する場合】		
8	流量計算書	○	【排水施設を設置する場合】		
9	堆積した土石の崩壊を防止するための措置	○	【土石の堆積を行う面(鋼板等を使用したものであって、勾配が1/10以下であるものに限る)を有する堅固な構造物を設置する措置等を行う場合】 堆積した土石の滑動を防ぐ又は滑動する堆積した土石を支えることができる措置の内容が、適切であることを証する書類		
10	土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置	○	【土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を行う場合】 次の①か②のいずれかの措置の内容が、適切であることを証する書類 ①堆積した土石の周囲にその高さを超える鋼矢板等(土圧、水圧及び自重によって損壊、転倒、滑動又は沈下をしない構造でなければならない)を設置すること ②次に掲げる全ての措置 ・堆積した土石を防水性のシートで覆うこと等、堆積した土石の内部に雨水その他の地表水が浸入することを防ぐための措置 ・堆積した土石の土質に応じた緩やかな勾配で土石を堆積すること等、堆積した土石の傾斜部を安定させて崩壊又は滑りが生じないようにするための措置		
11	土地付近状況写真	●	土石の堆積をしようとする土地及びその付近の状況を明らかにする写真(申請に係る土地を赤枠で囲むこと) 土地の全景、近景、隣接・近接する保全対象等を撮り、その撮影方向を明示すること		
12	許可を受けようとする者の証明書類	●	【個人の場合】 ① 住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するもので、氏名及び住所を証する書類(運転免許証の写し等) 【法人の場合】 ① 登記事項証明書 ② 役員の住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するもので、氏名及び住所を証する書類(運転免許証の写し等)		個人番号カードの写しの場合、個人番号を黒塗りする
13	誓約書	●	暴力団等に該当しないことの誓約書		【参考様式】 暴力団等に該当しないことの誓約書
14	資金計画書	●	工事主に当該工事を行うために必要な資力を示す資金計画書		【省令様式第三】 資金計画書

表 2-7 土石の堆積の許可申請に必要な書類

	種類	●必須 ○該当時	明記すべき事項	縮尺	備考
15	住民への周知報告書	●	【添付書類】 土地の周辺地域の住民に対する説明会の開催や書面配布、掲示等、これらの行為がなされたことがわかる書類		【参考様式】 住民への周知報告書
16	登記関係一覧表	●	申請に係る土地等(自己所有地含む)の登記関係を整理すること		【参考様式】 登記関係一覧表
17	土地所有者等の同意	●	当該土地の使用及び収益を目的とする権利を有する者全ての同意を得ること(印鑑証明書添付) ※申請者自身の分は不要		【参考様式】 権利者の施行同意書
18	土地の登記事項証明書	●	作成後3カ月以内のもの		
19	字図	●	土地の境界を赤線で囲むこと。作成後3カ月以内のもの		
20	求積図	●	土地の面積、土石の堆積をする土地の面積		
21	土量計算書	●	土石の堆積をする土量計算書		
22	工事主の資力及び信用に関する書類	●	①直近の納税証明書 ②残高証明又は融資証明(必要と認める場合) ③事業経歴書(盛土等に関する事業経歴がある場合)		
23	工事施行者の能力に関する書類	●	①登記事項証明書(個人の場合を除く) ②建設業の許可証の写し ③事業経歴書(盛土等に関する事業経歴がある場合)		
24	他法令等の許可等の写し	○	【申請に際して、他法令等の手続きが必要な場合】		
25	委任状	○	【代理者が申請手続きを行う場合】		

表 2-8 特盛区域における盛土又は切土の届出に必要な書類

	種類	●必須 ○該当時	明記すべき事項	縮尺	備考
1	届出書	●	【省令様式第十九】 特定盛土等に関する工事の届出書に記載		【省令様式第十九】
2	位置図	●	方位、道路及び目標となる地物	1/10,000以上	
3	地形図	●	方位及び土地の境界線	1/2,500以上	【2m】の標高差を示す等高線を示す
4	土地の平面図	●	方位及び土地の境界線並びに盛土又は切土をする土地の部分、崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設及び地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留の位置	1/2,500以上	・断面図と照合できる記号を付す ・植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合はその旨記載 ・擁壁、崖面崩壊防止施設及び排水施設は申請書と照合できる番号を付す
5	土地の断面図	●	盛土又は切土をする前後の地盤面	1/500以上	高低差の著しい箇所の断面図とする
6	排水施設の平面図	○	【排水施設を設置する場合】 排水施設の位置、種類、材料、形状、内法寸法、勾配及び水の流れる方向並びに吐口の位置及び放流先の名称	1/500以上	
7	崖の断面図	○	【崖を生ずる場合】 崖の高さ、勾配及び土質(土質の種類が2以上であるときは、それぞれの土質及びその地層の厚さ)、盛土又は切土をする前後の地盤面並びに崖面の保護の方法	1/50以上	擁壁で覆われる崖面については、土質に関する事項は示すことを要しない
8	擁壁の断面図	○	【擁壁を設置する場合】 擁壁の寸法及び勾配、擁壁の材料の種類及び寸法、裏込めコンクリートの寸法、透水層の位置及び寸法、擁壁を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質並びに基礎ぐいの位置、材料及び寸法	1/50以上	
9	擁壁の背面図	○	【擁壁を設置する場合】 擁壁の高さ、水抜穴の位置、材料及び内径並びに透水層の位置及び寸法	1/50以上	
10	崖面崩壊防止施設の断面図	○	【崖面崩壊防止施設を設置する場合】 崖面崩壊防止施設の寸法及び勾配、崖面崩壊防止施設の材料の種類及び寸法、崖面崩壊防止施設を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質並びに透水層の位置及び寸法	1/50以上	
11	崖面崩壊防止施設の背面図	○	【崖面崩壊防止施設を設置する場合】 崖面崩壊防止施設の寸法、水抜穴の位置、材料及び内径並びに透水層の位置及び寸法	1/50以上	水抜穴及び透水層に係る事項は、必要に応じて記載
12	土地付近状況写真	●	盛土又は切土をしようとする土地及びその付近の状況を明らかにする写真(申請に係る土地を赤枠で囲むこと) 土地の全景、近景、隣接・近接する保全対象等を撮り、その撮影方向を明示すること		
13	土地の登記事項証明書	●	作成後3カ月以内のもの		
14	字図	●	土地の境界を赤線で囲むこと。作成後3カ月以内のもの		
15	求積図	●	土地の面積、盛土又は切土をする土地の面積		
16	届出者の証明書類	●	【個人の場合】 ① 住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するもので、氏名及び住所を証する書類(運転免許証の写し等) 【法人の場合】 ① 登記事項証明書 ② 役員の住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するもので、氏名及び住所を証する書類(運転免許証の写し等)		個人番号カードの写しの場合、個人番号を黒塗りする
17	工程表	●			
18	委任状	○	【代理者が申請手続きを行う場合】		

表 2-9 特盛区域における土石の堆積の届出に必要な書類

	種類	●必須 ○該当時	明記すべき事項	縮尺	備考
1	届出書	●	【省令様式第二十】 土石の堆積に関する工事の届出書に記載		【省令様式第二十】
2	位置図	●	方位、道路及び目標となる地物	1/10,000以上	
3	地形図	●	方位及び土地の境界線	1/2,500以上	【2m】の標高差を示す等高線を示す
4	土地の平面図	●	方位及び土地の境界線並びに勾配が1/10を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置及び当該措置の内容、空地の位置、柵等を設置する位置、雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置及び当該措置の内容並びに堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容	1/2,500以上	・断面図と照合できる記号を付す ・空地、雨水等の地表水による堆積した土石の崩壊を防止するための措置及び堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置は申請書と照合できる番号を付す
5	土地の断面図	●	土石の堆積を行う土地の地盤面	1/500以上	高低差の著しい箇所の断面図とする
6	排水施設の平面図	○	【排水施設を設置する場合】 排水施設の位置、種類、材料、形状、内法寸法、勾配及び水の流れる方向並びに吐口の位置及び放流先の名称	1/500以上	
7	土地付近状況写真	●	土石の堆積をしようとする土地及びその付近の状況を明らかにする写真(申請に係る土地を赤枠で囲むこと) 土地の全景、近景、隣接・近接する保全対象等を撮り、その撮影方向を明示すること		
8	届出者の証明書類	●	【個人の場合】 ① 住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するもので、氏名及び住所を証する書類(運転免許証の写し等) 【法人の場合】 ① 登記事項証明書 ② 役員の住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するもので、氏名及び住所を証する書類(運転免許証の写し等)		個人番号カードの写しの場合、個人番号を黒塗りする
9	土地の登記事項証明書	●	作成後3カ月以内のもの		
10	字図	●	土地の境界を赤線で囲むこと。作成後3カ月以内のもの		
11	求積図	●	土地の面積、土石の堆積をする土地の面積		
12	委任状	○	【代理者が申請手続きを行う場合】		

## 2-3 窓口及び書類提出先

許可担当部署は、都市計画課(本庁舎 12 階)です。

※各総合支所での相談及び受付は行っていません。

※窓口は混み合うことが多いので、電子申請が可能なものは電子申請の活用をお願いします。

## 2-4 標準処理期間

標準処理期間とは、申請が行政庁に到達してから行政庁が当該申請に対する処分を行うまでに、通常要する期間のことです。不備の訂正等に要する期間は含みません。また、標準処理期間の日数は開庁日で計算し、土曜日、日曜日及び祝祭日等は含みません。

標準処理期間は、あくまで標準的な処理期間であり、申請内容等によっては、実際の処理日数が標準処理期間を超える場合もあります。

余裕をもって申請いただくとともに、必要に応じ事前相談をすることで、円滑に手続きが進むようにご準備ください。

表 2-12 許可申請の標準処理期間

許可申請面積	手続きの種類	標準処理期間
5ha未満	盛土又は切土	35日
	土石の堆積	20日
5ha以上	盛土又は切土	50日
	土石の堆積	35日

## 2-5 申請手数料

許可等の申請に係る手数料を以下の表のとおり定めています。  
なお、申請の際に窓口において、手数料をお支払いいただきます。

※手数料を伴う受付は、午後3時までとなっています。

※キャッシュレス決済に対応していません。(令和8年4月時点)

表 2-13 許可申請手数料

区分	許可申請面積		許可手数料	
			盛土又は切土	土石の堆積
1	500 m <sup>2</sup> 以内		¥17,000 円	¥12,000 円
2	500 m <sup>2</sup> 超	1,000 m <sup>2</sup> 以内	¥30,000 円	¥15,000 円
3	1,000 m <sup>2</sup> 超	2,000 m <sup>2</sup> 以内	¥42,000 円	¥17,000 円
4	2,000 m <sup>2</sup> 超	3,000 m <sup>2</sup> 以内	¥62,000 円	¥21,000 円
5	3,000 m <sup>2</sup> 超	5,000 m <sup>2</sup> 以内	¥72,000 円	¥30,000 円
6	5,000 m <sup>2</sup> 超	10,000 m <sup>2</sup> 以内	¥98,000 円	¥34,000 円
7	10,000 m <sup>2</sup> 超	20,000 m <sup>2</sup> 以内	¥150,000 円	¥41,000 円
8	20,000 m <sup>2</sup> 超	40,000 m <sup>2</sup> 以内	¥240,000 円	¥57,000 円
9	40,000 m <sup>2</sup> 超	70,000 m <sup>2</sup> 以内	¥370,000 円	¥78,000 円
10	70,000 m <sup>2</sup> 超	100,000 m <sup>2</sup> 以内	¥530,000 円	¥110,000 円
11	100,000 m <sup>2</sup> 超		¥690,000 円	¥140,000 円

表 2-14 中間検査申請手数料

区分	許可申請面積		中間検査手数料
			盛土又は切土
1	500 m <sup>2</sup> 以内		¥6,500 円
2	500 m <sup>2</sup> 超	1,000 m <sup>2</sup> 以内	¥6,500 円
3	1,000 m <sup>2</sup> 超	2,000 m <sup>2</sup> 以内	¥6,500 円
4	2,000 m <sup>2</sup> 超	3,000 m <sup>2</sup> 以内	¥6,500 円
5	3,000 m <sup>2</sup> 超	5,000 m <sup>2</sup> 以内	¥6,500 円
6	5,000 m <sup>2</sup> 超	10,000 m <sup>2</sup> 以内	¥6,500 円
7	10,000 m <sup>2</sup> 超	20,000 m <sup>2</sup> 以内	¥6,500 円
8	20,000 m <sup>2</sup> 超	40,000 m <sup>2</sup> 以内	¥13,000 円
9	40,000 m <sup>2</sup> 超	70,000 m <sup>2</sup> 以内	¥26,000 円
10	70,000 m <sup>2</sup> 超	100,000 m <sup>2</sup> 以内	¥45,000 円
11	100,000 m <sup>2</sup> 超		¥65,000 円

表 2-15 変更許可申請手数料

変更許可申請手数料	
盛土又は切土	土石の堆積
変更許可申請1件につき、次に掲げる金額を合算した金額。ただし、その金額が690,000円を超えるときは、690,000円とする。	変更許可申請1件につき、次に掲げる金額を合算した金額。ただし、その金額が140,000円を超えるときは、140,000円とする。
1) 工事の設計の変更 許可申請手数料の1/10の金額	1) 工事の設計の変更 許可申請手数料の1/10の金額
2) 新たな土地の編入に係る変更 増加面積に応じ許可申請手数料に規定する金額	2) 新たな土地の編入に係る変更 増加面積に応じ許可申請手数料に規定する金額
3) その他の変更 10,000円	3) その他の変更 10,000円

表 2-16 諸証明手数料

諸証明手数料
盛土規制法の適合を証する証明書 1件当たり 200円

## 2-6 代理申請を行う場合

申請書の提出を申請者以外が行うときは、委任状(任意様式)が必要です。

行政書士でない方が、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類を作成することを業とすることは、他の法律に別段の定めがある場合を除き、行政書士法違反となりますので、刑事罰が科される場合があります。

## 2-7 許可・届出情報の公表

許可・届出を行った工事に関する事項を市ホームページで公表します。

なお、工事完了後は、許可・届出情報でなく既存盛土等として取り扱うこととなります。

### 【公表する事項】

- ① 工事主、工事施行者の氏名又は名称
- ② 工事が施行される土地の位置図
- ③ 工事の許可年月日及び許可番号
- ④ 工事の着手予定年月日及び工事の完了予定年月日
- ⑤ 盛土若しくは切土の高さ又は土石の堆積の最大堆積高さ
- ⑥ 盛土若しくは切土をする又は土石の堆積を行う土地の面積
- ⑦ 盛土若しくは切土の土量又は土石の堆積の最大堆積土量

### 【関係条文】

法第12条第4項、第21条第2項、第27条第2項、第30条第4項、第40条第2項

## 第3章 許可基準編

3-1 周辺住民への周知【法第11条、第29条】	49
3-1-1 周知する方法	49
3-1-2 周知する内容	49
3-1-3 周知結果の報告	49
3-1-4 周知する範囲	50
3-2 土地所有者等の同意【法第12条第2項第4号、第30条第2項第4号】	51
3-3 技術的基準への適合【法第13条第1項、第31条第1項】	51
3-4 資格を有する者の設計が必要な工事【法第13条第2項、第31条第2項】	52
3-5 資力・信用【法第12条第2項第2号、第30条第2項第2号】	53
3-6 工事施行者の能力【法第12条第2項第3号、第30条第2項第3号】	53
3-7 土石の堆積に関する工事の期間	53